

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)	
地域名 (地域内農業集落名)	岩岡地区 (秋田集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月23日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・主食用水稻のほか、野菜栽培が行われているが、後継者が不在である農地が多く新たな受け手を確保する必要がある。

・農家の大半が兼業農家で、作業が休日のみになるため水稻しかつけない。

・採算性や労働時間からも考えると、後継ぎが今後農業の担い手となる可能性は低い。

・農家の高齢化や担い手の不足により、特に急勾配な法面の草刈りが困難である。

・農地面積が小さく形もいびつであるため、作業効率が悪く収益が見込めない。

・新しい農業機械を購入することや既存機械の修理が難しい。機械が壊れると農業を続けることが困難である。

・イノシシやカラスなどの被害が多くなってきている。

・燃料や肥料などの資材費が高騰している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、高収益野菜の生産を実験的に行いながら、農業を担う者を含めて栽培方法を確立すると同時にブランド化を図る。

・ドローン等による農業機械のIT化を取り入れ、スマート農業の段階的な開始を検討する。

・新規就農者等を受け入れる体制づくりと、新しい担い手発掘として体験農業などの企画運営を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・耕作ができなくなった農地などは集積・集約化をすすめ、新規就農者や担い手が利用しやすいようにする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・必要に応じて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者を受け入れるための体制を整える。
・新規就農者が機械の貸し借りをできるような取り組みを検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域で草刈りなどの作業を受託できる仕組みを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。